

峡東漁業協同組合遊漁規則の変更について

新旧対照表（下線：変更部分）

改正後規則				改正前規則			
峡東漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則 第1, 2条 略 (遊漁についての制限) 第3条 第1項 略 2 遊漁者は、漁業調整規則を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。				峡東漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則 第1, 2条 略 (遊漁についての制限) 第3条 第1項 略 2 遊漁者は、漁業調整規則を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。			
ア 魚種	イ 漁具、漁法	ウ 区域	エ 期間	ア 魚種	イ 漁具、漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	竿づりのうちともづり	全 域	解禁日午前4時から 11月30日まで	あゆ	竿づりのうちともづり	全 域	解禁日午前4時から 11月30日まで
	竿づりのうち毛針 ルアー フライ テンカラ ドブつり チョウチンつり	笛吹川、岩手橋より下流 日川、矢作橋より下流 重川、熊野橋より下流	<u>9月15日午前4時から</u> <u>11月30日まで</u>		竿づりのうち毛針 ルアー フライ テンカラ ドブつり チョウチンつり	笛吹川、岩手橋より下流 日川、矢作橋より下流 重川、熊野橋より下流	<u>さくり、ころがしの解禁</u> <u>日から11月30日まで</u>
	竿づりのうちさくり ころがし	全 域	<u>9月15日午前4時から</u> <u>11月30日まで</u>		竿づりのうちさくり ころがし	桑戸橋上流	9月15日午前4時から 11月30日まで
						桑戸橋下流	10月1日午前4時から 11月30日まで
表「あまごいわな」以降 略				表「あまごいわな」以降 略			
第3条 第2項～8条 略				第3条 第2項～8条 略			
付則 この規則は平成26年1月1日から施行する。				付則 この規則は平成26年1月1日から施行する。			
付則				付則			

この規則は平成26年4月1日から施行する。

この規則は平成28年4月1日から施行する。

この規則は平成29年4月13日から施行する。

この規則は平成26年4月1日から施行する。

付則

この規則は平成28年4月1日から施行する。
